

中小企業者等向け金融支援に関する米国関税対応要件の新設について

令和 7 年 7 月
経 営 革 新 課

1 要旨

米国関税措置により、影響を受ける中小企業者等を支援するため、県費預託融資制度の要件を新設する。

2 現状・背景

- 米国関税措置の影響で、県内の事業者には、売上減少等の影響が幅広に生じることが懸念される。
- 資金繰りの悪化による経営の不安定化と、それに伴う地域経済の悪化・雇用の喪失等が懸念されるため、金融支援が必要である。

3 概要

「緊急経営基盤強化資金」及び「借換資金」の融資対象については、米国関税措置による売上げ減少などの影響に対応するため、次のとおり要件を新設する。

資金名	緊急経営基盤強化資金	借換資金
融資対象	[既存の要件] 最近3か月の平均売上高が前年同期に比べて5%以上減少していること 等	
	米国関税措置に係る要件の新設【今回】 米国関税措置の影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益額（粗利益）が前年同期に比べて10%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高又は売上総利益額（粗利益）が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれるが、中長期的にはその業況が回復する見込みがある者	
資金使途	運転	借換（新規の運転を含む）
融資限度額	4,000 万円	8,000 万円 （うち新規運転資金 4,000 万円）
融資（据置）期間	10 年（1 年）	
貸出利率	信用保証付き 3 年以内 0.9% 5 年以内 1.1% 10 年以内 1.3% （信用保証なしの場合は+0.3%）	信用保証付き 3 年以内 0.9% 5 年以内 1.1% 10 年以内 1.3%
信用保証	原則として信用保証付き 料率B適用 （保証料率：0.4%～1.23%）	全て信用保証付き 料率B適用 （保証料率：0.4%～1.23%）
担保・保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。 （信用保証付きの場合、原則として、法人の代表者を除き保証人は不要）	
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、りそな銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合	
取扱期間	令和7年8月1日から令和8年3月31日まで	